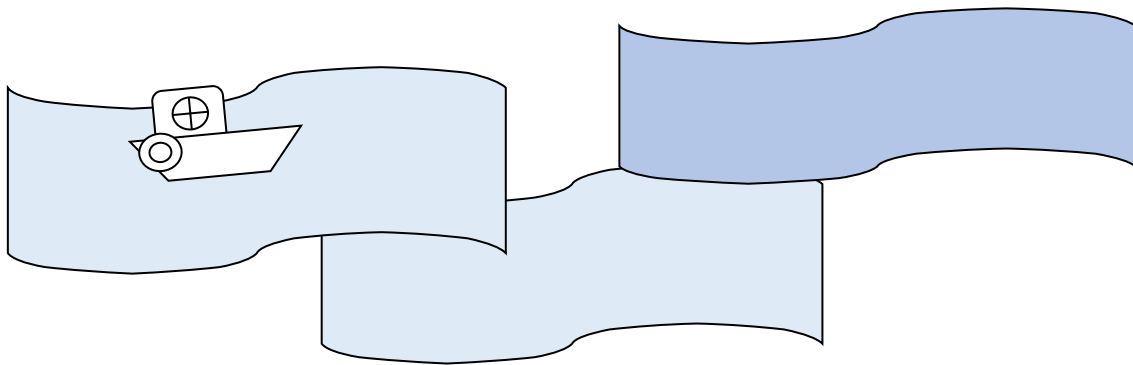


尾道市

計画相談支援

障害児相談支援

Q&A



令和 8(2026)年 4 月版

尾道市自立支援協議会 相談支援部会

1. 申請（Q&A 1～3）	1
2. アセスメント（Q&A 1～3）	2
3. サービス等利用計画（Q&A 1～4）	3
4. モニタリング（Q&A 1～4）	4
5. 新規・更新・変更（Q&A 1～6）	5～7
6. 各種書類の提出（Q&A 1～5）	8
7. 対象児童が18歳に到達する場合（Q&A 1～4）	9
8. 対象者が介護保険に移行する場合（Q&A 1～6）	10～11
9. 加算・請求・契約等（Q&A 1～16）	12～15

## 【1. 申請】

### Q 1. 福祉サービスを新規で申請するには、どのような要件が必要ですか？

➡A 1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、医師の診断書等、申請の根拠となるものがが必要です。各種手帳、自立支援医療がない場合は尾道市にご相談ください。

### Q 2. 尾道市役所本庁、因島総合支所以外でも申請できますか？

➡A 2. 御調保健福祉センター、向島支所、瀬戸田支所でも申請できます。浦崎支所、百島支所は申請書類の受け取りのみ可能ですので、事前に尾道市にご相談ください。

### Q 3. 尾道市外から転入してきました。福祉サービスを新規で申請するには、どのような書類が必要ですか？

➡A 3. 申請する年の1月1日に尾道市に住所がなかった場合は「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カードおよび写真付き身分証明書」の提出が必要です。児童の場合は父、母のもの、成人の場合はご本人、配偶者のものをご提出ください。また、転入前市町で福祉サービスをご利用されていた方は、「転入前市町で利用していた福祉サービス受給者証」のコピーをご提出ください。

※各種申請書の様式・記載例は尾道市のホームページまたは二次元コードからダウンロードできます。

【障害福祉サービスホームページはこちら】

URL：<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/21/86451.html>



PC：「健康・福祉」➡「障害者福祉」➡「障害福祉サービス」➡「申請書等」

携帯：「組織で探す」➡「福祉保健部」➡「社会福祉課」➡「障害者福祉」➡上記同様

【障害児通所支援ホームページはこちら】

URL：<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/21/86463.html>



PC：「健康・福祉」➡「障害者福祉」➡「障害福祉サービス」➡

「障害福祉サービスの一覧」➡「障害児通所支援について」➡「申請書等」

携帯：「組織で探す」➡「福祉保健部」➡「社会福祉課」➡「障害者福祉」➡上記同様

## 【2. アセスメント】

Q 1. 計画相談支援、障害児相談支援の初回アセスメントには何か決まりがありますか？

➡A 1. 初回アセスメントは自宅訪問が必須です。ただし、ご本人、ご家族の拒否、やむを得ない事情等がある場合は尾道市にご相談ください。

Q 2. アセスメントシートは毎回尾道市への提出が必要ですか？

➡A 2. 【別紙P 1～2】をご確認ください。

Q 3. フェイスシート、アセスメントシートは、相談支援事業所からサービス提供事業所への提供が必要ですか？

➡A 3. 新規でサービスを利用する場合はよりよい支援をするため本人同意の上で提供してください。ただし、サービス提供事業所がアセスメントせず代用することはできません。サービス提供事業所は、個別支援計画の作成にあたってアセスメントを実施することになっていますので、相談支援事業所から提供された基本情報をそのまま代用することは禁じられています。また、提供された基本情報の保管等取扱には十分にご留意ください。

### 【3. サービス等利用計画】

Q 1. サービス等利用計画案、サービス等利用計画、モニタリング票には、利用しているサービス、医療等をすべて記載する必要がありますか？

➡A 1. サービス等利用計画案、サービス等利用計画、モニタリング票には、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付、訓練等給付、障害児通所給付等に加えて、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業、訪問看護、訪問診療等の保健医療サービス、住民による自発的な活動によるサービス等も記載してください。

Q 2. サービス等利用計画案、サービス等利用計画に印を押してもらう必要がありますか？

➡A 2. サービス等利用計画案、サービス等利用計画の押印は不要です。代筆、印字の場合も押印は不要です。

Q 3. 児童は世帯主が申請者になることがほとんどですが、サービス等利用計画案、サービス等利用計画も申請者がサインする必要がありますか？

➡A 3. サービス等利用計画案、サービス等利用計画のサインは申請者以外（例えば申請者は父でサインは母）でも可能です。

Q 4. サービス等利用計画案、サービス等利用計画に記載ミス、記載漏れがありました。どのように訂正すればよいですか？

➡A 4. ①サービス等利用計画案の訂正は修正液、修正テープは使えません。二重線を引き、訂正印には相談支援専門員の印（スタンプ印は不可）を使用してください。  
②サービス等利用計画の場合は二重線、訂正印での訂正は認めていません。内容にかかわらずすべて作成し直してください。

## 【4. モニタリング】

Q1. モニタリング票を作成したら、利用者（家族）に確認、サインしてもらう必要がありますか？

➡A1. 利用者（家族）の確認、サインは必要ありません。

Q2. モニタリング票は毎回尾道市への提出が必要ですか？

➡A2. 【別紙P1～2】をご確認ください。

Q3. サービス等利用計画の期限が1年1ヶ月の場合はいつモニタリングを実施すればよいですか？

➡A3. 受給者証に記載してある通りのモニタリング月に実施してください。

【別紙P5～P7】をご確認ください。

Q4. サービスをすべて終了する場合はモニタリングが必要ですか？

➡A4. サービスをすべて終了する場合は受給者証に記載されているモニタリング月でなくてもモニタリングが必要です。報酬も請求できます。なお、サービスがすべて介護保険に移行する場合もモニタリングが必要です。

※サービス利用支援、モニタリングの両方の実施、請求については「9. 加算・請求・契約等についてQ&A5」をご参照ください。

Q5. モニタリングが、予定月に実施できなかった場合請求はできますか？

➡A5. モニタリング予定月以外の請求があった場合、国保連合会の一次審査で警告が出ます。対象者の都合で実施できなかった場合は請求ができますので、尾道市にご相談ください。

## 【5. 新規・更新・変更】

**Q 1. サービス等利用計画案はいつまでに提出すればよいですか？**

- ➡A 1. 更新の場合は原則更新月の20日（土日祝の場合はその前の平日）までに、変更の場合はできるだけ早く提出してください。また、サービス等利用計画案の右端「その他留意事項」に「△年■月から新規・変更」と記載してください。  
期日は、希望する支給決定開始日を記入してください。

サービス等利用計画案

ニーズ	目標	…	サービス	提供機関	…	その他留意事項
						△年■月から新規
						△年■月から変更

**Q 2. サービス等利用計画案の提出には何か決まりがありますか？**

- ➡A 2. ①「新規」、「更新」、「変更」別にまとめて提出してください。  
②新規、更新、変更の場合は「サービス等利用計画案」を一番上にし、「フェイスシート」、「アセスメントシート」、「モニタリング票」を利用者ごとにまとめて提出してください。  
※確認漏れ、受給者証発行の遅延等を防止するためご協力をお願いします。

**Q 3. サービス内容、モニタリング期間を変更したい場合はどこにどのように記載すればよいですか？**


- ➡A 3. ①サービス内容を変更したい場合はサービス等利用計画案の右端「その他留意事項」に「何年何月から何(サービスの内容・支給量等)をどのように変更したいか、変更の理由」を具体的に記載してください。例えば、居宅介護の1回あたりの時間数、人数体制等細かい変更点も具体的に記載してください。

ニーズ	目標	…	サービス	提供機関	…	その他留意事項
						△年■月から身体 介護2名体制に変更 ○日→○日に変更
						保育所等訪問更新なし

②児童発達支援の日数変更をされる場合は、障害者手帳所持者以外は意見書が必要です。毎日通園に変更の場合は、医師もしくは相談支援専門員が作成した未就学児用意見書(毎日通園用)、それ以外の日数増加は、通所事業所が作成した未就学児用意見書(支給量増加による変更用)が必要です。

なお、支給量を減らす場合は、意見書は不要です。

③モニタリング期間を変更したい場合は「モニタリング票」の右端「その他留意事項」に理由、「何年何月から何ヶ月ごとに変更したいか」を記載してください。



支援目標	…	達成度	変更の必要性	その他留意事項
				××のため△年■月から ○ヶ月ごとに変更

④サービス利用の曜日、時間、事業所等支給決定内での変更の場合はサービス等利用計画を変更する必要はありません。サービス提供事業所に提供する目的で変更した場合は尾道市への提出は必要ありません。

**Q 4. 支給決定期間が異なるサービスを利用している場合はサービス等利用計画の期間はどのサービスに合わせればよいですか？**

➡A 4. 【別紙P 3～4】をご確認ください。

**Q 5. 児童が決まった月のみ支給決定量を変更する場合、例えば、毎年7、8月の夏期休暇中のみ放課後等デイサービスの日数を増やす場合も毎回サービス等利用計画を変更する必要がありますか？**

➡A 5. 決まった月のみ支給決定量を変更する場合も毎回利用者（家族）に「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」または「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を提出してもらい、サービス等利用計画を変更する必要があります。ただし、変更後のサービス等利用計画に元に戻る月および日数が記載してあれば、元に戻る際にサービス等利用計画を変更する必要はありません。

例) 毎年7、8月の夏季休暇中のみ放課後等デイサービスの日数を増やす児童の場合。

\* 6月にサービス等利用計画を変更する必要があります。

\* 変更したサービス等利用計画に「9月からは月△△日に戻る」と記載すれば、9月からのサービス等利用計画を変更する必要はありません。

\* 変更内容を受給者証の備考欄に手書きで記載するため「変更申請書」、「受給者証」、「サービス等利用計画案」の3つを一緒に提出してください。

**Q 6. 年長から児童発達支援を利用することになりました。受給者証の有効期限はいつになりますか？**

➡ A 6. 【別紙P 5～7】をご確認ください。

別紙に記載されている以外で1年1カ月プランが必要と思われる場合は、個別に相談してください。

## 【6. 各種書類の提出】

**Q 1. 計画相談支援、障害児相談支援の契約内容報告書に利用者の受給者証番号を記載する必要がありますが、新規でサービスを申請する場合はすぐに受給者証番号がわかりません。契約内容報告書はどのタイミングで提出すればよいですか？**

➡A 1. 受給者証番号がわかり、記載した段階で提出してください。

**Q 2. サービスをすべて終了することになりました。何か手続きが必要ですか？**

➡A 2. ①利用者（家族）には、尾道市に「受給者証返還届出書」を受給者証と一緒に提出してもらってください。受給者証が返還されなければ、サービスをすべて終了していても更新案内が届きます。

②事業所は、サービス利用最終月に終了のモニタリングを実施し、モニタリング票、終了の契約内容報告書を尾道市に提出してください。利用者の死亡によりサービスが終了した場合は終了の契約内容報告書のみ提出してください。

**Q 3. 受給者証を紛失してしまいました。再発行してもらえますか？また、どのような手続きが必要ですか？**

➡A 3. 受給者証は再発行できます。利用者（家族）から尾道市に「受給者証再交付申請書」を提出してもらってください。

**Q 4. 利用者、保護者の名前、住所等の変更がありました。何か手続きが必要ですか？**

➡A 4. ①転居、婚姻、離婚等により名前、住所、世帯主等に変更があった場合は利用者（家族）から「申請内容変更届出書」を、変更内容を証明する書類を添えて提出してもらってください。

②児童の場合は保護者の婚姻、離婚等、成人の場合は利用者の婚姻、離婚等により利用者負担額が変更になることがあるため「世帯状況・収入等申告書兼同意書」もあわせて提出してもらってください。

**Q 5. 就労継続支援A型、就労定着支援を利用することになりました。申請書、サービス等利用計画案以外に、何か書類が必要ですか？**

➡A 5. 就労継続支援A型の場合は「採用（予定）日がわかるもの」、「事業所によるアセスメント結果」、「個別支援計画案」が、就労定着支援の場合は「就職（予定）日がわかるもの」が必要です。

## 【7. 対象児童が18歳に到達する場合】

Q 1. 障害児相談支援を担当している児童が18歳に到達します。計画相談支援に切り替えなくてはなりませんか？

➡A 1. 高校（特別支援学校高等部）在学中に18歳に到達しても、在学中で、障害児通所支援（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の支給決定がある期間中は継続して障害児相談支援の利用となります。

Q 2. 18歳になった児童は、全員障害支援区分を出す必要がありますか？

➡A 2. 全員ではありません。介護給付（短期入所、行動援護、居宅介護等）の支給決定を希望する場合は障害支援区分を出す必要があります。障害支援区分は認定調査員による認定調査、主治医（いない場合は協力医）の意見書をもとに、審査会で決定されます。障害支援区分を申請する場合は主治医の名前、医療機関（複数の診療科がある場合は診療科も）等を漏れなく記入してください。

Q 3. 現在特別支援学校高等部3年生です。卒業後すぐに施設入所支援を利用したい（障害者支援施設に入所したい）場合はどのような手続きが必要ですか？

➡A 3. 特別支援学校高等部卒業予定者が、卒業後すぐに知的障害者を主たる対象とする施設への入所を希望する場合は「卒業年度の12月1日から2週間のみ」施設入所支援が申請できます。通常障害児のサービスから障害者のサービスに移行する際は18歳になる3ヶ月前から認定調査を受けられますが、障害者のサービスにスムーズに移行するため区分判定が必要と尾道市が判断すれば、3ヶ月前でも区分判定が申請できます。なお、8月までに区分が出ていない方に関しては、必ず8月中に尾道市に相談、申請してください。

Q 4. 現在特別支援学校高等部3年生です。卒業後すぐに就労継続支援B型を利用したい場合はどのような手続きが必要ですか？

➡A 4. 特別支援学校卒業予定者が、卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する場合は、原則就労選択支援を予め利用する必要があります。ただし、尾道市の現状では、就労選択支援事業所が1か所であるため（R8年4月現在）、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認めています（因島・瀬戸田地域は「みどりの町障害者就業・生活支援センター」による就労アセスメントも可）。

15歳以上18歳未満の生徒が就労選択支援や、就労移行支援での就労アセスメントを受ける場合は最低でも1ヶ月前に尾道市に相談、申請してください。

## 【8. 対象者が介護保険に移行する場合】

**Q 1. 計画相談支援を担当している方が65歳に到達します。介護保険の手続きをする必要がありますか？**

- ➡A 1. ①介護給付（居宅介護，生活介護，短期入所等）を利用している方が65歳（第2号被保険者は40歳）になった場合は介護保険を申請し、介護保険サービスに移行していただく必要があります。尾道市では、65歳（第2号被保険者は40歳）になる前日から介護保険の申請が可能です。ただし、介護保険証は65歳になる月の下旬に利用者の手元に届きます。
- ②要介護認定の結果、介護度が出なかった（非該当の）場合は2年後の更新時に再度申請について相談してください。ただし、利用者の状態が明らかに変化した場合は2年経過していなくても随時申請してください。
- ③利用者（家族）の混乱をできるかぎり少なくする意味でも、**介護保険移行前の更新時または介護保険移行1年前をめぐり**、利用者（家族）に介護保険サービスへの移行について説明してください。必要に応じて地域包括支援センターの協力を得ることもできます。
- ④地域包括支援センターに協力を依頼する場合は初回訪問への同行、利用者（家族）に同意を得てフェイスシート、アセスメントシート、サービス等利用計画等による情報提供をしてください。

**Q 2. 介護保険の手続きをする際は、地域包括支援センターを通す必要がありますか？**

- ➡A 2. 家族、事業所等の関係で担当のケアマネージャーが決まっていれば（お互いに承諾していれば）地域包括支援センターを通す必要はありません。

**Q 3. 介護度が出ましたが、障害福祉サービスと介護保険サービスとのすみわけはどのようになりますか？**

- ➡A 3. ①要介護認定の結果、要介護度が出た場合は居宅介護、生活介護、短期入所等介護保険にも同様のものがあるサービスは原則介護保険に移行していただく必要があります。ただし、利用者の状態によっては不足分を補える場合もありますので、個別に尾道市にご相談ください。
- ②就労継続支援B型、同行援護等障害福祉サービス特有のサービスは継続して利用できます。その場合はケアマネージャーが介護保険のケアプランに記載する方法もありますので、尾道市にご相談ください。

**Q 4. 障害福祉サービスの一部が介護保険に移行することになりました。サービス等利用計画を変更する必要がありますか？**

➡A 4. 利用者（家族）に「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」の「申請に係る具体的内容」欄に「△△（例えば就労継続支援B型，同行援護等）は継続」と記載、提出してもらい、サービス等利用計画を変更してください。

**Q 5. 生活介護を原則日数で利用していましたが、介護保険のデイサービスを併用することになりました。生活介護の日数変更の申請、サービス等利用計画の変更は必要ですか？**

➡A 5. デイサービスの利用日数が決まったら、生活介護は実際の利用日数に変更してください。  
利用者（家族）に「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」の「申請に係る具体的内容」欄に「生活介護の申請日数」を記載、提出してもらい、サービス等利用計画を変更してください。生活介護の利用日数については、個別に尾道市にご相談ください。

**Q 6. 障害福祉サービスもケアマネージャーが介護保険のケアプランに記載することになりました。何か手続きが必要ですか？**

➡A 6. 利用者（家族）に「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」の「指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由」欄に「介護保険のケアプランに移行」と記載、提出してもらい、事業所は終了のモニタリングを実施し、終了の契約内容報告書を提出してください。

## 【9. 加算・請求・契約等】

Q 1. 保育・教育等移行支援加算について、利用終了後6ヶ月以内は福祉サービスの利用、相談支援事業所との契約を終了していても請求できますか？

➡A 1. 契約終了後6ヶ月以内の連携によるものであれば可能です。ただし、**終期月分として請求**してください。

例) 令和8年3月末で契約が終了した児童の場合。

\* 令和8年9月末までの連携によるものであれば請求できます。

\* 請求する場合は令和8年3月分として請求してください。

Q 2. 入院時情報連携加算、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、医療・保育・教育機関等連携加算、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算の記録は、その都度尾道市への提出が必要ですか？

➡A 2. 各種加算の記録は作成、保存するのみで、尾道市への提出は必要ありません。様式については、厚生労働省が示す様式でも尾道市版でも可能です。

Q 3. 居宅介護支援事業所等連携加算は、利用者が介護保険に移行するため居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所と連携した場合しか請求できませんか？

➡A 3. 利用者が介護保険サービスを利用する場合以外にも、通常の事業所に新たに雇用される場合に雇用先の事業所、障害者就業・生活支援センターと連携した場合にも請求できます。ただし、要介護認定の結果非該当になった場合、介護度が出ても介護保険サービスを利用しない場合は情報を提供しても請求できませんのでご注意ください。また、サービス利用支援、モニタリング、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月には算定できませんのでご注意ください。

Q 4. サービス利用支援とモニタリングが同じ月になりました。同じ日にサービス利用支援（サービス等利用計画にサインをいただく）、モニタリングを実施してもよいですか？

➡A 4. 同じ日に実施した場合はどちらか一方しか請求できません。サービス利用支援を実施後、1日以上あけてモニタリングを実施してください。具体的には、サービス利用支援を実施した翌日以降であればモニタリングを実施、請求できます。

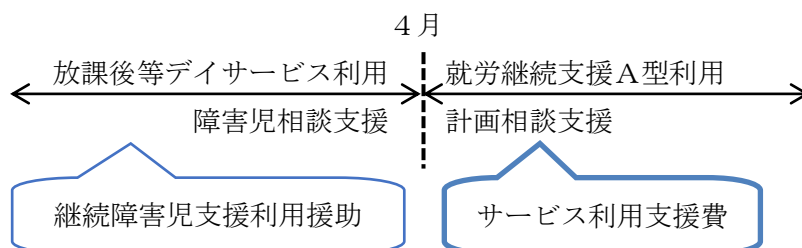
**Q 5. 障害児相談支援を担当している方が特別支援学校を卒業し、生活介護を利用することになりました。それに伴い障害児相談支援から計画相談支援に切り替わることになりました。計画相談支援の初回加算は請求できますか？**

➡A 5. 請求できます。また、計画相談支援を担当している方が障害児相談支援に切り替わる（例えば短期入所のみ利用していた児童が放課後等デイサービスも利用する）場合も請求できます。

**Q 6. 障害児相談支援を担当している方が特別支援学校を卒業し、就労継続支援A型を利用することになりました。それに伴い計画相談支援も別の相談支援事業所に引き継ぐことになりました。特別支援学校卒業後、3月中から就労継続支援A型を利用できますか？その場合は障害児相談支援を担当していた相談支援事業所Aが3月にモニタリングを実施、請求し、計画相談支援を担当する相談支援事業所Bも3月にサービス利用支援を実施、請求できますか？**

➡A 6. ①障害児相談支援を担当していた相談支援事業所Aは3月にモニタリングを実施、請求できますが、計画相談支援を担当する相談支援事業所Bはサービス利用支援を実施、請求できません。相談支援事業所Bがサービス利用支援を実施、請求できるのは4月となります。相談支援事業所が変わらない（同一相談支援事業所の中で障害児相談支援から計画相談支援に切り替わる）場合も同様です。

**例・図説**



➡モニタリングとサービス利用支援どちらも算定可能

②上記に伴う取り扱いは以下のとおりです。

- 1) 18歳に到達する方は3月ですべてのサービスの支給決定期間をいったん終了し、改めて4月からの受給者証を更新します。それに伴い、利用者には2月中に4月からの更新の案内を送付します。
- 2) 特別支援学校卒業後3月中は就労継続支援A型事業所等（就労移行支援，就労継続支援B型等）を利用できません。

※生活介護については、個別のケースで止むを得ない事情がある場合は尾道市にご相談ください。

Q 7. 更新のためサービス等利用計画案を作成しサインをいただきましたが、サービス等利用計画にサインをいただく前に利用者が亡くなりました。サービス利用支援を請求できますか？

➡Q 7. サービス利用支援は請求できません。

Q 8. 相談支援事業所Aから相談支援事業所Bに担当を引き継ぐことになりました。Aが担当する最終月は受給者証に記載されているモニタリング月ではありませんが、モニタリングを実施する必要がありますか？また、モニタリングを実施した場合は報酬を請求できますか？

➡A 8. Aは担当する最終月にモニタリングを実施する必要はありません。モニタリングを実施しても報酬は請求できません。

Q 9. サービス等利用計画を作成しサインをいただきましたが、その後利用者が他市町に転出し、同じ月に転出先の相談支援事業所が改めてサービス等利用計画を作成しサインをいただきました。この場合どちらの事業所がサービス利用支援を請求すればよいですか？

➡A 9. 利用者の転出により支給決定をする市町が変更した場合は同じ月でも両方の事業所がサービス利用支援を請求できます。なお、モニタリングも同様です。

Q 10. 就労継続支援B型と生活介護を同じ日に利用できますか？

➡A 10. 報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスを同じ日に利用、請求することはできません。ただし、報酬単価が時間単位で算定される障害福祉サービスは、利用時間が重複しなければ同じ日に利用、請求することができます。

例) 午前は就労継続支援B型を利用し、午後は生活介護を利用し、同じ日に両方を請求することはできません。1日就労継続支援B型を利用し、帰宅後に居宅介護を利用する場合は両方を請求することができます。

Q 11. 就労継続支援B型と精神科デイケアを同じ日に利用できますか？

➡A 11. 精神科デイケアは1日または半日単位のサービスであるため、報酬単価が日額で算定される障害福祉サービス（就労継続支援B型、生活介護、生活訓練等）と同じ日に利用し、両方を請求することはできません。ただし、時間の重複がないナイトケアは請求することができます。

**Q12. 生活介護と訪問看護を同じ日に利用できますか？**

➡A12. 訪問看護は時間単位のサービスであるため、報酬単価が日額で算定される障害福祉サービス（就労継続支援B型、生活介護等）と同じ日に利用しても、利用時間が重複しなければ請求することができます。

**Q13. 一般就労しながら生活訓練施設に入所することになりました。自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練のどちらも利用することになりますか？**

➡A13. 日中は一般就労しており、地域移行に向けた訓練、支援等を受ける場合は宿泊型自立訓練のみの利用も可能です。

**Q14. 放課後等デイサービスAと放課後等デイサービスBを利用しています。本来Aを利用する曜日に都合でAを休みましたが、急遽Bを利用しました。その場合Aが欠席時対応加算を請求し、Bが通常の報酬を請求することはできますか？**

➡A14. 同じ日に2つの事業所がそれぞれ欠席時対応加算、通常の報酬を請求することはできません。イレギュラーな曜日変更、休み等はあると思いますが、どちらも請求することがないように相談支援専門員としても確認、周知をお願いします。

**Q15. 児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用すること、利用する事業所が決まっていれば、実際に利用する数ヶ月前でも利用する事業所と契約できますか？**

➡A15. 契約書に契約期間（契約開始日）が明記してあれば、契約締結日が実際に利用する数ヶ月前でも契約できます。契約内容報告書も同様です。

例) 令和8年4月に就学し、同月から放課後等デイサービスを利用する児童と令和8年2月1日に契約する場合。

\*契約書に、契約締結日が令和8年2月1日、契約期間が令和8年4月1日～令和9年3月31日と明記してあれば問題ありません。